

別表(第3条関係)

対象施設	1月当たりの補助金の額
<p>第2条第1号から第3号までに該当する施設</p>	<p>次の算式により算出した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p> $\text{算式} = A - B - \{4,700 \times C + (4,700 + G) \times D + F \times E\}$ <p>備考 この算式中次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>A 施設全体の1か月分の食材料費 B 1か月分の職員分食材料費 C 当該月の初日に在籍している児童のうち、0～2歳児の児童数 D 当該月の初日に在籍している児童のうち、3～5歳児の児童で副食費免除対象の児童数 E 当該月の初日に在籍している児童のうち、3～5歳児の児童で副食費徴収対象の児童数 F Eに該当する児童に係る副食費の徴収金額(主食費を含めて徴収している場合にあっては、主食費を合算した額) G Dに該当する児童に係る主食費を徴収した場合は、その徴収金額</p>
<p>第2条第4号及び第5号に該当する施設</p>	<p>次の算式により算出した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p> $\text{算式} = A - B - H$ <p>備考 この算式中次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>A 施設全体の1か月分の食材料費 B 1か月分の職員分食材料費 H 当該月の初日に在籍している児童に係る給食費の徴収金額の合計</p>

備考 この表において「副食費免除」とは、八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年八代市条例第32号)第13条第4項第3号アからウまでに掲げるものに要する費用の支払を免除することをいう。